

一般財団法人国際法学会第2期理事会の発足と新代表理事の選任のご報告

2014年6月29日、平成26年度定時評議員会（通算第6回評議員会）が東京市ヶ谷のアルカディア市ヶ谷で開催され、定款第10条、第18条2項5号、第19条2項（前年度事業報告と決算は事業年度終了後3か月以内に開かれる年1回の定時評議員会で承認を受けなければならない）に基づき平成25年度事業報告（案）及び決算報告（案）と内閣府に提出する公益目的支出計画実施報告書（案）を審議した後、これらを承認いたしました。また定款第31条1項（理事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない）に基づき、定款附則記載の当法人最初の理事の任期は、この定時評議員会の終結の時をもって終了いたしました。

すでに2013年度研究大会の際に開催されました総会でご報告させていただきましたように、第1期理事の任期満了に伴う第2期理事の選任は、定款第18条2項3号（評議員会は理事の選任に関する事項について議決する）に基づいて評議員会によって行われますが、そのための参考として、上記研究大会の際に会員のみなさまの意見聴取を実施させていただきました（71名の意見表明をいただきました）。2014年3月2日の理事会（通算第9回理事会）で第2期理事の選任に係る臨時評議員会を2014年4月13日に開催することを決定し、同日臨時評議員会が開催されました（通算第5回評議員会）。同評議員会では、理事の選任に関する規程第2条、第5条及び第6条1項の規定（理事の選任にあたっては事業の継続性、専門分野のバランス、聴取した意見に妥当な考慮を払う）に従って審議した結果、一般財団法人への組織的移行と事業の基本枠組みの一層の定着をはかるため、下記の会員を第2期理事（11名）に選任いたしました（敬称略）。

浅田正彦、岩澤雄司、兼原敦子、吉川元、酒井啓亘、坂元茂樹、佐野寛、道垣内正人、中谷和弘、古谷修一、森川幸一

2014年6月29日、前述の定時評議員会は第2期理事の理事就任同意書に基づき第2期理事を最終的に確認いたしました。

同日、第2期理事による最初の臨時理事会（通算第11回理事会）が開催され、定款第37条1項1号に基づいて（代表理事の選任は理事会が行う）理事による互選の結果、坂元茂樹理事が代表理事に選任されました。

以上ご報告申し上げます。なお一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に従って定められた本法人の定款上、理事の任期（上記定款第31条1項参照）ならびに各委員の任期（委員会に関する規程第2条5項により理事と同じ）は2年であり年度途中で交代しなけ

ればなりません。しかし、2014年度研究大会を含めて多くの事業が現在進行形の形で準備されております。したがって、新理事会の委任と監督の下、2014年9月開催の研究大会までは原則として旧委員会が今後発足する新委員会と協力しつつ責任をもって各担当事業を実施して参りますので、引き続きご理解とご協力のほど申し上げます。

2014年7月7日

評議員会長 柳原正治
前代表理事 薬師寺公夫

(追伸)

第1期理事を代表して最後に薬師寺より一言お礼を申し上げます。新法人への移行時期ということで会員のみなさまには、いろいろとご不便をおかけした点多々あるかと存じます。お蔭をもちまして、一般財団法人への移行に伴う基礎的な組織と事業の枠組みの形成が一段落いたしました。ただ理事のおひとりであった小寺彰理事を病で失ったことは痛恨の極みです。ご冥福をお祈り申し上げます。一年1度の3日間のコンベンション方式による研究大会への移行をはじめまだまだ各種事業の定着には時間のかかる課題もいくつかありますが、坂元茂樹新代表理事の下で国際法学会がさらに発展していくことを確信しております。また私も微力ながらご協力させていただきます。新法人移行後第1期理事へ賜りました会員のみなさまの温かい叱咤激励とご理解ご支援に厚く感謝申し上げます。